

喜多方市公共工事建設発生土の民間受入地公募実施要領

(目的)

第1条 この要領は、喜多方市が発注する公共工事の建設発生土（以下「建設発生土」という。）のうち、現場内利用や他の建設工事等への活用が困難な建設発生土について、民間事業者が設置・運営・管理する受入地の公募に関する手続きを定め、適切で安全な建設発生土の処理及び公共工事の円滑な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 民間受入地 民間事業者が設置・運営・管理する受入地（埋立地、採石場跡地等）で、喜多方市に登録し、建設発生土を有償で処理する受入地
- (2) 事業者 民間受入地を設置・運営・管理する者
- (3) 受入費 当該民間受入地で建設発生土 1 m³当たりの処理に要する費用
- (4) 受注者 喜多方市（水道事業を含む）が発注した公共工事を受注した者

(民間受入地の登録条件)

第3条 民間受入地として登録を受けるための条件は、次の各号の全ての条件を満たしていること。

- (1) 事業者自ら所有している又は所有者が建設発生土の受入れについて同意した土地であること。
- (2) 建設発生土の受入地として、関係法令等の許可又は手続きが完了している土地であること。
- (3) 受入場所の面積が十分確保されている土地であること。
- (4) 民間受入地まで大型ダンプトラック（10 t）の通行が可能であり、かつ周辺の環境及び交通等に顕著な影響を及ぼす恐れがない土地であること。
- (5) 廃棄物等が不法に投棄されていない土地であること。
- (6) 暴力団関係者の所有又は関与する土地でないこと。
- (7) 建設発生土の搬出に併せた受入が可能な土地であること。
- (8) 受入費が適正であること。

(事業者の資格要件)

第4条 事業者（協同組合、協会、共同企業体の場合は、構成する全ての個人・法人を含む）は次の各号の全ての要件を満たしていること。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する建設業（土木工事業、とび・

- 土木工事業又はしゅんせつ工事業のいずれかに限る)の許可を有していること。
- ロ 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第3条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること。
- ハ 採石法(昭和25年法律第291号)第32条に規定する採石業者の登録を受けていること。
- (2) 会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」規定する暴力団及び暴力団関係者との関係がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(民間受入地の登録申請)

第5条 事業者は次の各号に掲げる申請書類を提出する。喜多方市長は申請書類の提出を随時受け付けるものとする。なお、申請書の添付書類について必要な内容が確認できる書類の添付により代替できるものとする。

- (1) 民間受入地の登録申請書(様式第1号)
- (2) 民間受入地実施状況書(様式第2号)
- ① 位置図(別添)
 - ② 平面図(別添)
 - ③ 横断面図(別添)
 - ④ 構造図(別添)
 - ⑤ 現況写真(受入地の全景、荷卸し場所、進路等の状況がわかるもの)
 - ⑥ 受入開始予定
 - ⑦ 全体計画土量(盛土・埋戻し)
 - ⑧ 土地の権利等に関する書面(公図・要約書・借地の場合は賃貸借契約書等)の写し
 - ⑨ 民間地受入地受入条件
 - イ. 受入エリア(市町村区域等)
 - ロ. 受入可能日、時間帯
 - ハ. 受入対象土(土質区分基準等)
 - ニ. 受入費(消費税抜) / 1 m³当たり
 - ホ. 受入利用者の遵守事項及び利用手順
 - ヘ. その他
 - ⑩ 受入土量確認方法
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) 関係法令チェックリスト(様式第4号)

(5) 関係法令等の許可証等の写し

(民間受入地の公募)

第6条 喜多方市長は、ホームページへの掲載又はその他の方法により、建設発生土の民間受入地を公募する。

(申請書類の審査)

第7条 財政課長は、前条による申請があった場合、申請書類の審査を行う。

2 財政課長は、前項の書類審査終了後、第3条及び第4条に規定する登録条件等について審査する。

(民間受入地の登録)

第8条 喜多方市長は、前条第2項による審査及び第10条第1項の協議により、民間受入地とすることが適当と認めた場合には、民間受入地として登録を行う。なお登録については随時行うものとする。

2 喜多方市長は、前項により登録を行う場合には、「公共工事建設発生土に係る民間受入地登録決定通知書(様式第5号)」により申請者に通知する。

3 喜多方市長は、審査により適正と認めない場合には、「公共工事建設発生土に係る民間受入地不採用通知書(様式第6号)」により申請者に通知する。

(受け入れ土量の確認)

第9条 事業者は、建設発生土を受け入れた場合に、「公共工事建設発生土受入証明書(様式第7号)」により受け入れた最終土量の受入証明書を受注者に発行すること。

2 受注者は、事業者が発行する受入証明書を完成図書に添付し、提出すること。また民間受入地の計量システム等から発行される明細書(民間受入地が、計量システム等から明細書等を発行していない場合は、これに代わる資料)を完成検査及び施工中に監督員から提示を求められた場合は、速やかに提示しなければならない。

(民間受入地の受入費)

第10条 喜多方市長は、事業者が申請時に受入条件として提示する受入費については、事業者と協議の上、決定する。

2 事業者は、受入費を改定したい場合には、「民間受入地に係る受入費改定協議書(様式9号)」により、協議を行うものとする。

(民間受入地の登録の解除)

第11条 事業者は、民間受入地の登録を解除したい場合、解除する3か月前までに喜多方

市長へ「公共工事建設発生土民間受入地の登録解除届出書（様式第 10 号）」を提出すること。

2 喜多方市長は、前項の申出を受け登録を解除した場合は、事業者へ通知する。

（民間受入地の登録取消し）

第 12 条 喜多方市長は、民間受入地の登録後、次の事実が判明した場合には、登録を取り消すことができるものとする。

- （1）提出書類に虚偽の内容が含まれていた場合
- （2）諸法令に違反した場合
- （3）事業者が倒産・廃業した場合
- （4）第 4 条第 1 項各号の要件を満たさなくなった場合

2 喜多方市長は、前項により登録を取り消す場合、事業者へ通知する。

（その他）

第 13 条 登録及び登録後にかかる提出書類等の経費については、すべて事業者負担とする。

2 建設発生土の受入れについては、民間受入地に登録されていても搬入されることを確約するものではない。

3 本要領に定めのない事項で疑義が生じた場合は、必要に応じて喜多方市と事業者とが協議して定める。

附則

この要領は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 9 月 26 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。